

ていくことのためには、何と申しましても一般財源であるところの交付税の率を引き上げて行なうということは根本であることはもとよりでございます。しかし、これは交付税のみに限らず、地方税財政を通じて地方財源の充実をはかるということは当然努力もし、この充実を期さなければならぬということは根本でございますが、しかしながら、制度の建前上、交付税はあくまでもこれは一般財源でございまして、交付税の算定基準で、税法でも今委員会にかかりまして予備審査をいたしておりますように、一般財源としての立場の交付税をもって解決をはかることはできない。従いまして、特定の各府県に行ないますところの必要な公共事業そのものの量が多いから申しまして、その県に特に交付税をふやすという措置をするには、交付税のあり方といものから考えまして理論的に行なえない性格のものじゃないかと考えます。各府県が具体的な公共事業を行なうためには、どういたしましてもこの事業にかかるところの国庫補助率そのものを上げることによつて行なうというのが財源の性格の方から見て当然であろうと思いまして、一方、交付税の引き上げによりまして、地方自治体全般の財源の充実をはかるとともに、他面、具体的な公共事業をやりやすくするために、公共事業の補助率の引き上げということを本法案によりましてぜひ行なう必要があると考えまして、このたび、そのような方法をとった次第でございます。

○加瀬完君 治省は、昨年の財政計画の方針として、公共事業のうちで、特に国の直轄事業の負担といふものを

地方に一切かけないと、国の直轄事業は全部国でまかなわせるという方針を打ち出したわけです。ことしは、こうだけを考えて公共事業を推進するという傾向といふものは一応あとずさりをしてしまって、公共事業といふものだけを考えて公共事業を推進するといふならば、現在のようにすべての事業がその地域の負担を伴うという方法をやめて、去年の自治省の考えのように、少なくも直轄事業は国が負担する、直轄事業の幅をふやしていくといふことにすれば、國の力で地域の開発ができるという方針は貫かれるはずだと思う。今のよくな現行制度のままを貫くとするなら、これは一般財源で公共事業がまかなえるよう一般財源をふやしていく。一般財源のうちの不足分が交付税でまかなわれるという建前は、私は、くすしてはまざいと思う。といいますのは、一つのこれは逃げ道だと思うんです。直轄事業といふものが交付税でまかなわれるという建前を、今まで自治省が主張していたような形にならないので、といって、地方は地方財政の貧困から公共事業返上論さえ起る。返上しないで公共事業をやつてくれ、そのかわり、必ず地域格差の低い所に対しても消化できるように財源措置を講じてやる。これは便法にしかすぎないとと思う。これだってまだ落ちころびができるくると思うんであります。あとで質問いたします。一体、基本的な方針といふものを引っ込めてしまってこういう便法をとらなければならなかつた理由はどこにありますか。

○政府委員(渡辺元三郎君) 私、御質問の要旨の点であるいは間違つておりますが、直轄事業を全額国庫負担と申しますが、できる限り国の費用をもつ

てこれを行なえといふことは、私たち、現在の直轄事業に対するところの財政を乱すおそれがございますので、申しましてそれ相当の額になつておるかどうかといふ点につきましては、いふなりば、現在のようにすべての事業がその地域の負担を伴うという方法をやめ、去年の自治省の考えのように、少なくも直轄事業は国が負担する、直轄事業の幅をふやしていくといふことにすれば、國の力で地域の開発ができるという方針は貫かれるはずだと思う。今のよくな現行制度のままを貫くとするなら、これは一般財源で公共事業がまかなえるよう一般財源をふやしていく。一般財源のうちの不足分が交付税でまかなわれるという建前は、私は、くすしてはまざいと思う。といいますのは、一つのこれは逃げ道だと思うんです。直轄事業といふものが交付税でまかなわれるという建前を、今まで自治省が主張していたような形にならないので、といって、地方は地方財政の貧困から公共事業返上論さえ起る。返上しないで公共事業をやつてくれ、そのかわり、必ず地域格差の低い所に対しても消化できるように財源措置を講じてやる。これは便法にしかすぎないとと思う。これだってまだ落ちころびができるくると思うんであります。あとで質問いたします。一体、基本的な方針といふものを引っ込めてしまってこういう便法をとらなければならなかつた理由はどこにありますか。

○政府委員(渡辺元三郎君) 私、御質問の要旨の点であるいは間違つておりますが、直轄事業を全額国庫負担と申しますが、できる限り国の費用をもつてこれを行なえといふことは、私たち、現在の直轄事業に対するところの財政を乱すおそれがございますので、申しましてそれ相当の額になつておるかどうかといふ点につきましては、いふなりば、現在のようにすべての事業がその地域の負担を伴うという方法をやめ、去年の自治省の考えのように、少なくも直轄事業は国が負担する、直轄事業の幅をふやしていくといふことにすれば、國の力で地域の開発ができるという方針は貫かれるはずだと思う。今のよくな現行制度のままを貫くとするなら、これは一般財源で公共事業がまかなえるよう一般財源をふやしていく。一般財源のうちの不足分が交付税でまかなわれるという建前は、私は、くすしてはまざいと思う。といいますのは、一つのこれは逃げ道だと思うんです。直轄事業といふものが交付税でまかなわれるという建前を、今まで自治省が主張していたような形にならないので、といって、地方は地方財政の貧困から公共事業返上論さえ起る。返上しないで公共事業をやつてくれ、そのかわり、必ず地域格差の低い所に対しても消化できるように財源措置を講じてやる。これは便法にしかすぎないとと思う。これだってまだ落ちころびができるくると思うんであります。あとで質問いたします。一体、基本的な方針といふものを引っ込めてしまってこういう便法をとらなければならなかつた理由はどこにありますか。

○政府委員(渡辺元三郎君) 私、御質問の要旨の点であるいは間違つておりますが、直轄事業を全額国庫負担と申しますが、できる限り国の費用をもつてこれを行なえといふことは、私たち、現在の直轄事業に対するところの財政を乱すおそれがございますので、申しましてそれ相当の額になつておるかどうかといふ点につきましては、いふなりば、現在のようにすべての事業がその地域の負担を伴うという方法をやめ、去年の自治省の考えのように、少なくも直轄事業は国が負担する、直轄事業の幅をふやしていくといふことにすれば、國の力で地域の開発ができるという方針は貫かれるはずだと思う。今のよくな現行制度のままを貫くとするなら、これは一般財源で公共事業がまかなえるよう一般財源をふやしていく。一般財源のうちの不足分が交付税でまかなわれるという建前は、私は、くすしてはまざいと思う。といいますのは、一つのこれは逃げ道だと思うんです。直轄事業といふものが交付税でまかなわれるという建前を、今まで自治省が主張していたような形にならないので、といって、地方は地方財政の貧困から公共事業返上論さえ起る。返上しないで公共事業をやつてくれ、そのかわり、必ず地域格差の低い所に対しても消化できるように財源措置を講じてやる。これは便法にしかすぎないとと思う。これだってまだ落ちころびができるくると思うんであります。あとで質問いたします。一体、基本的な方針といふものを引っ込めてしまってこういう便法をとらなければならなかつた理由はどこにありますか。

こういう便法で公共事業を進めるということを第一に考えるのではなくて、方針を地方財源で十分にまかなつてやる。公共事業は公共事業で国の財源措置に基づいて進めてゆく、こういう方向をとつたけれども、今までの自治省の考え方からすれば、これはちょっと抜け道になるのではないか、こういう点なんです。

○政府委員(渡海元三郎君) 第一点の

政府委員(渡海元三郎君)

点でございますが、公共事業を受け入れる、これも必要であるが、これを受け入れる財源の地方負担分を使うことよりも、その地方負担分にある金でむしろそれより以上にやりたい県の県単事業があるわけなんだと、これを総合的に県としてはやりたいんだと、だから、この方だけをやらずに一般財源でふやしてやつたらいいじゃないか、まあ御議論ごもつともどその通りでござりますが、そのため私たちも県単事業がぜひとも思うようにできませんように、これの増加に努めていきましたので、本年度の地方財政計画におきましても、格差是正等を合わせまして八百四十八億でございましたが、増加させていたいたいたというような次第でござりますが、しかしながら、一般財源の性格といふものは個々に行なわれる公共事業そのものと結びついてのものではございませんし、現在の財政のあり方をながめまして必要な個々の公共事業、行なわなければならぬ公共事業を受け入れるのが困難

な財政的な府県があることは事実でございまして、この分は一般財源の性格

上これを適切にその必要とする地方団体に付与することはできませんので、

このような方法によりまして個々の公共事業につきまして財源付与を与えていくというふうな方法をとつた次第でござります。

第二点の御指摘でこのごろのような国土全般にわたるところの視野からながめる公共事業の計画性というものが非常に重要なとされる時代になりました

から、ただいま御指摘のような御質問があるということはこれは事実でござります。従いまして私たちはこ

れらに対するそういう全国と地方の事務と申しますか、事業量の配分の観点からながめまして、それに応ずるよう

に、適切にそれを財源を付与するとい

う方法はこういった公共事業そのものに対する補助率の引き上げと、しか

も、それを財政力によりまして補助率の加減あんぱいをしてゆくということ

によってより具体的より適切に行なわれるのではなかろうか、このように考えておるわけでござります。

○加瀬完君 私も後進地域にいずれの方法にしても財源を与えてやるという原則に反対をするものではないわ

けです。しかし、このような方法で与えることよりも、特に一般財源そのものをふくらますという方法を考えなけば、公共事業はこれで進むかも知ら

ぬけれども、また跛行的な進行になつて、公共事業だけは進んだが、今度は

その他の事業はそのためにならぬつぱり進まないということにもなり

かねない。そうではなくて、公共事業そのものも消化できないのは、一般財

源そのものが貧弱だからということな

う考え方に私は立つて、もつとより以上に後進地域に一般財源をふくらます

原則をもつと充実してやらなければ

ならないよう、県の単独して行なうべき事業がおくれて、むしろびつこのよ

うな県政の運営が行なわれるのではな

かろかといふ御心配のあることはこ

ういう意味で申し上げたわけです。

そこで質問を元に返しますが、一般財源が後進地域では非常に貧弱なんですね、これは単に負担割合の特例だけ

だけ投資的経費の中でも単独事業を行ない得ますように、先ほど申しまし

たように八百四十八億という数字の画期的な単独的経費の増加を見込んでお

るわけでござります。なお、それをいだしましても、貧弱な府県に対しまし

て的一般財源は容易でない、かように

考えておるわけですが、一部は、公共事業分だけ

を設けて、一部は、公共事業分だけ

は解消されるけれども、他の分は問題

の解決にならない、これは一体どうし

ていただくのでしょうか。

○政府委員(渡海元三郎君) 一般財源を充実しなければならないということにつきましての御意見、御質問を承

りました。まことにこもつともでございまして、私たちも絶えずその方向に進みたいと思っております。幸いにい

たしまして本年度は地方税の伸び、国税の伸びに基づきますところの交付税の伸び等によりまして、昨年度と比べま

して地方財政計画も国の予算の伸びと同程度の二四・三%の伸びを示したの

でござりますが、この伸びの中で、特にいわゆる投資的経費が、平均二四・三%の予算の伸びに対しまして、たしか投資的

経費は三四・五%になったと思いま

すが、に計画を立て得たということは、これらに対するところの一般的な財源

が経済界の好転等によりまして相当充実することができたのじやないか、し

かしながら、これをもつて十分とする

というのでは決してございません。今

御指摘のような確かに公共事業は伸び

ゆくが、これに付属するところの、

当然これに関連して行なわなければな

いよいよ、県の単独して行なうべき

事業がおくれて、むしろびつこのよ

うな県政の運営が行なわれるのではな

かろかといふ御心配のあることはこ

う、非常に地方にとっては、これは行政水準の低下を来たすおそれすらあ

る、こう御主張なさつておった。今度

のやりくりで格差を埋めようといふ

方法は、これは大蔵省案に

歩歩み寄つたということに、私は解釈

できると思う。なぜかと言ひますと、

昨年と比べて、財政計画の中では八百

考ますので、交付税の配分等における方法はこういった公共事業そのものに対する補助率の引き上げと、しかも、それを財政力によりまして補助率

によってより具体的より適切に行なわれるのではなかろうか、このように考

えておるわけでござります。

○加瀬完君 私も後進地域にいずれの方法にしても財源を付与するとい

う方法はこういった公共事業そのものに対する補助率の引き上げと、しか

も、それを財政力によりまして補助率

によってより具体的より適切に行なわれるのではなかろうか、このように考

えておるわけでござります。

○政府委員(渡海元三郎君) 第二点の

国土全般にわたるところの視野からながめる公共事業の計画性というものが非常に重要なとされる時代になりました

から、ただいま御指摘のような御質問があるということはこれは事実でござります。従いまして私たちはこ

れらに対するそういう全国と地方の事務と申しますか、事業量の配分の観点からながめまして、それに応ずるよう

に、適切にそれを財源を付与するとい

う方法はこういった公共事業そのものに対する補助率の引き上げと、しか

も、それを財政力によりまして補助率

によってより具体的より適切に行なわれるのではなかろうか、このように考

えておるわけでござります。

○加瀬完君 私も後進地域にいずれの方法にしても財源を付与するとい

う方法はこういった公共事業そのものに対する補助率の引き上げと、しか

も、それを財政力によりまして補助率

によってより具体的より適切に行なわれるのではなかろうか、このように考

えておるわけでござります。

○政府委員(渡海元三郎君) 一般財源を充実しなければならないということにつきましての御意見、御質問を承

りました。まことにこもつともでございまして、私たちも絶えずその方向に進みたいと思っております。幸いにい

たしまして本年度は地方税の伸び、国

税の伸びに基づきますところの交付税の伸び等によりまして、昨年度と比べま

して地方財政計画も国の予算の伸びと同程度の二四・三%の伸びを示したの

でござりますが、この伸びの中で、特にいわゆる投資的経費が、平均二四・三%

の予算の伸びに対しまして、たしか投資的

経費は三四・五%になったと思いま

すが、に計画を立て得たということは、これらに対するところの一般的な財源

が経済界の好転等によりまして相当充実することができたのじやないか、し

かしながら、これをもつて十分とする

というのでは決してございません。今

御指摘のような確かに公共事業は伸び

ゆくが、これに付属するところの、

当然これに関連して行なわなければな

いよいよ、県の単独して行なうべき

事業がおくれて、むしろびつこのよ

うな県政の運営が行なわれるのではな

かろかといふ御心配のあることはこ

う、非常に地方にとっては、これは

行政水準の低いだから、交付税だけ

を負弱県あるいは貧弱団体の方へ流

ならば、割合に潤沢な県にやつておつた交付税はあるべく頭を押えて、その

交付税はなるべく頭を押えて、その

交付税の額を伸ばさないで、一定額

の中で配分方法を変えて、極端に言う

ならば、割合に潤沢な県にやつておつた

交付税はあるべく頭を押えて、その

交付税の額を伸ば

何十億という事業費がふえておりま
す。しかし、個々の団体を比べてみると、それじゃ財源が全部交付税等の自
然増によってふくらんだかと思うと、
そうはいっていいと思う。たとえ
ば、昨日も私どもの党に問い合わせが
あつたわけありますが、岐阜県の美
濃加茂市ですか、では、予算外契約を
して次のような点を議決しているので
すね。それは、市庁舎と橋梁のかけか
えの費用に、一般の住民から寄付の申
し入れを受けたとしてあと五ヵ年計画
で寄付金を元金としてこれに利子をつ
けて返済をすると、こういう議決をし
ておる。交付税その他の一般財源が充
実されておりますときには、どんな頭の
狂った理事者でもこんなへんちくりん
な議決をするはずはないと思う。財政
がどうにもやりくりがつかないので、実
背に腹はかえられないというので、実
際は借入金ですが、しかし名目は寄付
金として、それを受け入れた場合、先
ほどちょっと説明を落としましたが、
報奨金という名目で元利合計を五年間
の計画で分割で支払う、こういう議決
をしておる。こういうことが行なわれ
てはるということは、すなわち財源が各
団体間には十二分には潤っておらない
ということなんです。ですから一般財
源そのものをふくらますことを考えな
いで、こういう便法を幾通りやつたつ
て、これは個々の団体が今政務次官が
御説明なさるような形で交付税の自然
増があるから、ことしは相当新しい事
業が進められるということには私はな
らないと思う。

○政府委員(渡海元三郎君)　具体的な問題につきましては局長、課長から御答弁させていただきますが、全般的な考え方の方は、現在持っております。財政省の考え方の方は、現在持っております。地方交付税――地方の財源を富裕府県から貧弱府県へこれをできるだけ移すことにおいて地方団体間の均衡もとでていく。これに対しまして自治省は現在の行政水準が低いのだ、だから、富裕府県といえども、持っていくような余裕財源はないんだという主張を続けておる。これが後退したのじゃないかといふうな御意見でございましたのが、私が先ほど答弁いたしましたのは、決してそうでございません。現状でもそう考えております。ただ、本年度増加しました分の行政水準の引き上げに使います過程におきまして、増加しました分を、富裕府県においては少なく、いわゆる貧弱府県に対しては多く一般財源を与えるというふうに、ええます分を傾斜配分的に行なうことにして、決して現在の行政水準というものを富裕府県といえども私たちは万全であるというふうなことは考えておりませんので、今後とも今までの方針は堅持して参りたい。しかし、そのようにしまして措置をいたしましたのも、たゞいま御指摘になりましたような税外負担的な行為が行なわれているのは個々の市町村におきましては事実でござりますが。それは特例であって、他の全部の団体は十二分に交付税その他で一般財源が潤っているとお考えになりますか。

は知りませんが、そのような町村もあるということは事実でございまして、私たちが今、本年はよくなっていますと、こう申しましたのも、これは相的議論でございまして、これをもて十分であるかという点を考えまなければ、今御指摘のような市町村があることは事実でございまして、へ後ともにこの財源の充実をはからなければならないということは、加瀬香春がるる御強調されました通り、私たども同感でございまして、今後ともそこで方針で進みたい、かように考えておれます。

なお、具体的なことにつきましては御答弁は、局長、課長からちょっと。○政府委員(藤井貞夫君) 御指名がございましたので私からもお答え申し上げておきたいと思いますが、美濃加賀市ただいまお話しになりました実例につきましては、私、今のところ初めて聞きましたので、承知をいたしていません。どういう事情でそういうふになつたものか、その寄付金自体について、いわゆる受益者負担金というものが、いわゆる受けるものなのか、どううるものに当たるものなのか、どう不足をするというためにこれを寄付金の形で求め、それを後年度にわたって報奨金という名において返していく、というものでありますれば、これはやはり後ほど理財課長からも御答弁申上げると思いますが、これは起債の一種の抜け道ということで、脱法的な構置であるという見方も成り立ち得ると思うのであります。その点は関係の課の方から十分調査をさせて善処をいたしたいと思っておりますが、こういう

考え出させるような非常に苦しいいろいろな抜け道いくということは、やはり全般的に言つて財源というものが、やや好転したけれども、まだまだ十分でない。いうようなことが原因になってくるということは、これは私間違のないことだと思います。こういう変なやり方でもって事柄を処理していくことは、十分にやはり財源措置が講じられておりますならば、そういうことをやるはずは御指摘通りのことと思うであります。

そういう点において経済界の好況の他でもって、やや地方財政といふのは好転をしかけておりますけれども、まだまだあるべき行政水準を維持していくために必要な財源の裏づけというものについては十分であるといつても、まだあるべき行政水準を維持していくために必要な財源の裏づけといふ。われわれといたしましても、行政水準確保という点で、それを充足するに足るだけの財源確保という点につきましては、今後ともあらゆる努力を傾注をいたしまして、今お話しになりましたのようなそういう変則的な、また、場合によつては脱法的な措置に出ることのないように、その実態といふものを是正する必要があるのではないかといふ感じを持っておる次第であります。

○説明員(茨木広君) ただいまの御質問の財源の付与の問題でございまますが、地方公共団体に財源を与えます方法といたしまして、大きく三つあるわけですが、この中の、自治省議いたしましたは、第一番目には固有の財源でございますところの税収をもつて与えるということを第一義といつたしておるわけでござります。で、

の点についてはなおいろいろ不十分な点もございまして、現在、税制調査会等においていろいろ御審議をいたしております。どうしてもやはり団体間におきましては、税収だけで十分財源を得るというわけに参りませんので、その次の段階いたしましては、いろいろの御意見がございました地方交付税制度をもってこれを補てんしていく、こういう考え方をとっているわけでございます。これにつきましては地方交付税法の中にござりますように、現在の制度いたしましては、国税の三税と一定の率をもつてリンクをする、で、相当その財源の付与から見まして差が出ました場合においては率を動かすと、こういうような制度になつておることは御案内の通りでございます。本年の事情といたしましては、國もそうでございますが、地方も相当税収が伸びる、それから国税の方の伸びましたものはね返りが交付税の方に返つてくるというような事情もございまして、交付税の方の本来の率につきましては、政府側といたしましては、現状でもつっていくと、こういう考え方をいたしたわけでございます。ただ先ほども御意見がございましたように、いろいろな国庫負担制度等の問題を議論いたします際に、これは第三の財源の与え方に相なるわけでございますが、大蔵省の方の考え方といたしましては、まず交付税の配分でございまして、必ずそれを進んでおる県と、そうでない県とありますことは御案内の通りでございますが、進んでいる県といたしましても、

なおやはり民間投資に比べますといふと、公共投資がおくれておるといふことがいわれておることは御案内の通りでござりますので、やはりそれはそれで伸びしていかなければならぬ。そこで、交付税制度の中で、財政の貧弱な団体についてめんどうを見ていくという方向をここ数年とっておるわけでござります。これも御案内の通りでございますが、しかし、それもやはり限度がある。単に与えられた交付税の中でもって、配分を後進地域にだけ傾斜をつけていきますと、先進県でもやるべきものが十分やれないというような点も出てくる、こういうおそれがありますので、さらに一步進めまして、今度は国庫の補助自体の中でもって吟味すべきものはやはり吟味をしていかなければならぬ、こういう態度を自らとしてはとつておるわけでござります。特に、先ほども御意見のありますように、公共事業ということになりますといふと、相当國としての觀点からこれを強力に進めていく、こういふ点があることは御意見の通りでござります。そこで私どもも、そのような性格を持つておるから、ぜひやはり国庫負担の割合というものをこの際変えていかなければならぬ、その中には、最初に御指摘がございましたように、直轄事業等についてどうするかという問題もあつたことは事実であります。ただ、われわれといたしましても、直轄事業でやるのが本体であるか、あるいは公共団体を通してやるのが本体であるかということを考えますと、自治省の立場といたしましては、やはり中間広域団体としての県にできるだけ事業をやらせる、なるべく住民に近いと

ころでもって事業をやらせる。そこの議会の批判を通してやら事業をやらせらる、これが本体であろうと考えておるわけであります。直轄事業は、万やむを得ない場合にやつていただく、これはどうしても団体にまかせることができないような性格のものについて、やつていただく、こういうような基本的な考え方を持っておるわけでございます。ただ、その場合において、直轄でやるならば、できるだけ国庫の責任を明瞭にしてやっていただきたいというふうな態度であります。この態度につきましては、現在でも変わっていないつもりでございます。

だ、現在の交付税制度そのもののワクについても、十分であるかどうかといふことについては、いろいろ御議論がありますが、先ほど実例としてあげられました美濃加茂市のような例について、私は、実は他の団体についても、従来実態調査の際等に、そういうような例にお目にかかることがございました。で、それらはただいま行政局長から御答弁がありましたように、好ましくない事態でございますので、私どもいたしましては、そういう事態を避けるよう、それぞれ事態にお目にかかるたつどに指導を申し上げますとともに、また一般的にも通牒で実は出したことがござります。ただ、今あげられましたような庁舎とか大きな事業になりますと、要するに単年度の財源をもってそれを片づけるということにむずかしい問題があるわけでござります。その問題については、別途單独起債等で措置をしていただいたり、あるいは団体によつては、やはり数年間計画的に財政運営を考えて、そうしてそれをやるというようなことをすべきであつて、ただいま実例としてあげられましたような方法でもつてやることは、好ましくない、こういうことを申し上げておるわけでございます。そういうような個々の事態については、なお財政運営の面もあるうかと思いますので、その点はよく注意いたしたいと思いますが、なお一般的に御議論のありました財源の充実ということにつきましては、自治省としても絶えず努力をしていかなければならぬと考えて

○松永忠二君 今、加瀬委員からお話を聞いての交付税をふやしていくという努力から、どちらかといふと、国庫補助金にウエートを置いて、地方団体の財源の獲得はある程度考えるという方向が来たのではないか。そういう点になると、従来の基本的な線が、やや薄れてきているというようなお話を出しているわけでござります。私どももそういう感じを強く持っているわけですが、そなつてくると、今、企画庁が出しております低開発地域工業開発促進法案というのがありますが、これについては、その指定された地域について、たとえば事業税とか不動産の取得税であるとか、あるいは固定資産税について非課税にしていく、あるいは、ある一定の年度をとつて免税にしていく、その場合には、基準財政収入額から差し引いていくというやり方をしているわけです。これは全く今、加瀬委員から言われたように、交付税のワクはそのままにしておいて、それをただ操作をするという形で低開発地域工業開発促進法案が出されているわけですが、こういう点は、そうすると自治省として絶対反対をしていったのです。しかし、それがついにいられずにこういうことになつたのだ。こういうことだと考へるわけですが、今の基本線からいうと、そういう努力において欠けているという点がまたそこに出ていて、思うのですが、こういう点は、どういうふうな考え方を持たれているかといふ点を一つ。

の充実増額の努力をむしろこの方へ持ってきたのではないかという御議論でございますが、経過的に御説明させていただきますと、この法案は、実は昨年来、私たち大蔵省へ予算編成の際に持ち込んで、各地方自治体とともに運動を続けてきたのでございまして、決して唐突に行なつたものでございません。あくまでも一般財源の充実ということにつきましては、昨年も本年も同じように考えている、しかしながら、一般財源の性格上及ぼし得ないそれを国庫補助という形での補助率の増額という形で両者相待って地域差の拡大を防いでいくという方向に向かってやらなければならぬ、こういう観点から、昨年来十分計画いたしましたものを今年法案として御審議を願い、予算にも計上された次第であります。この点は決して一般財源の充実を軽視しておるものではございませんので御承賜わりたいと思います。

第二点の低開発地帯の分につきましての御意見はごもっともでございまして、私たちも当然この分は交付税によることころの地方財源の中でこれを勘案するところの、むしろ国費をもつて補助政策をやるなら補助政策をやる、このような意見を持つておったのでござります。しかしながら、金額その他の点から考え、大きな意味におけるところの地方の地域格差の解消という点から考えまして、交付税制度によるこの方がより適切であり、これを行なうものではないという点から私たちも承いたした次第であります。しかししながら、これが膨大なる数字に及ぶとながら、これが膨大なる数字に及ぶと

1000

いうふうな状況のときは、当然一般財源のこの分に対するところの充実といふものを別途議する。あるいは国庫補助の形で処置をしなければならない、こういうふうに考えておる次第であります。

○加瀬完君 話のへりで、一辺明らかにしておきたいが、美濃加茂市の場合、もう一度申し上げますが、寄付金額の受け入れをして、これを報奨金という名目で、内容的には元利を年次計画で償還する、こういう方法をとっている、これは違法ですか、違法でありますか。

○政府委員（藤井貞夫君） 今申し上げましたように、まだ私たちとしても実態を把握いたしておりませんが、今は話しになりましたその事実をそのままということを前提にして申しますと、それは起債の措置についての一種の脱法措置というふうに言っていいのではないかという感じがいたすのであり

○加瀬君 脱法ということとは違法だ
というのですな。
○政府委員(渡海元三郎君) 事実がわ
かりませんので……
○加瀬君 確実に私が申し上げた通

○政府委員(渡海元三郎君) 意見は申し上げかねますのでございま
すが、後刻、事実調査の上でより的確
なる答弁をさせていただきたい、かよ
うに考えておるので御了承賜わりたい
と存ります。

ないのじゃありませんか。と言いますのは、政府の提案されております、今問題の農業基本法にしても、これは相当地改良なり、土地造成なりといふものをやつていなければ、農業基本法の目的は達せられないことになります。あるいは農村の余剰人口といふものを工場人口に吸収するということになれば、工場配置等の問題も当然からんでくる。そうすると地方としては、まず公共投資としてやらなければならぬのは土地收良をどうするか、土地造成をどうするか、工場誘致をどうするかといふ問題が地方としては必要欠くべからざるものになってくるわけでありますが、松永委員の指摘した通りに、低開發地域であれば、なおさらそういう必要に迫られてくる。しかし、今度の補助率をどうこうするという問題だけでは、今私の申し上げた問題をどうしたって未開発地域を開発しようということであれば、少なくとも農業基本法などを出している政府としては、それは受けて立つ財政力といふものの中裏づけを考えなければならないと思うが、それらは含まれておりますか。

出したいといふのが意向でございまして、この法律とともに、一般提出来た低開発地帯の法律の問題あるのは、農業方面で御指摘がありましたのは、農業基本法に基づくところの具体的な法律案も今後提出されることにならうと思いますが、そういったものと総合的に勘案して実施されて、初めて実態の実をあげていかれるのではないか。そのうちの、これはむしろ根本の基礎条件となるべき立地条件を確保するための公共事業をより受けやすくするための役目を果たすものとしてこの法律を提出させていただいているわけであります。

○委員長(増原恵吉君) 三案に関する質疑を一時中断いたしまして、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないとい
認め、相馬君の発言を許します。

○委員外議員（相馬助治君） 重要な法
許可する」とに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

案の審議の途中で委員外発言をお認め下さった委員長並びに委員各位に敬意を表します。

この際、安井大臣にお尋ねをいたし、特に善処方をお願いしたい件があつて質問をいたします。

大臣すでに御承知のように、町村合併法の有効期間も残り少なくなつて、この種問題について、それぞれ自治省が指導的立場に立つて結論を急がなければならぬ事態は、私もよく了解を

桑綱村の分村の問題に關しまして、自治省から示された調停案に端を発して水利権に問題が波及して、田植期をして村の中にはただならぬ空気がただよつている状態でござりまするのとこらなんぞございますが、この桑綱村の分村の問題について現在の状態について、簡単でけつこうですから、一づ承つておきたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) 今、相馬委員から御指摘の桑綱村の合併問題と申しますのは、茨城県の結城市と栃木県の桑綱村との合併問題が起つておりますと、これに対する合併問題に対する調停委員会の調停案なるものが提出されまして、一部の地域を指定して茨城県の結城市と合併してはいかがという調停案が出たわけでござりますが、これは栃木県側が受け入れるところと相なりませんので、どうも調停案そのものは調停不成立といつて成り行きに相なつておるわけであります。そうしまして、この合併に関しまする法律がこの六月二十九日でもつて期限切れになつておるわけであります。そうしまして、この問題は早急解決を要するように、時間的にも実は迫られております。そこで自治省といたしましては、この間に立ちまして、どういうふうに合理的にこの問題を解決するかといつてつきまして自ら鋭意検討中でございまして、でき得る限り穩便な方法で、両地域

桑綱村の分村の問題に關しまして、自治省から示された調停案に端を發して水利権に問題が波及して、田植期を前にして村の中にはただならぬ空気がただよつてゐる状態でござりまするのと、栃木県側としては、党派を越えて、それぞれの立場々々を越えて本問題について重大な関心を持つてゐるわけで、自治大臣の善処方を期待していところなんございますが、この桑綱村の分村の問題について現在の状態について、簡単だけつこうですから、一つ承つておきたいと思います。

○國務大臣 安井謙君 今、相馬委員から御指摘の桑綱村の合併問題と申しつつ、

○委員外議員(相馬助治君) 具体的な方法で、できるだけ何か解決をいたしたいというふうに今考え、自治省としても目下それについてのいろいろと検討を進めている中最中でございます。ことになりますので、必要あれば局長をして答弁せしめられてもけつこうござりますが、大臣に承りたいことは、この調停案の内容は、従来慣習的に、水利の上からも、あるいはまた牛活環境の上からも、また今までの経験からも、こういう分村案というものは出ないであろうと、実のところは村当局並びに県は、私どもも含めて、考えていたところへこうした調停案が出たわけなんでござりまするが、この調停案が出るまでに、どのような経過、そしてまた、どのような理由によってことういうふうな調停案作成になったのか。その辺の事情について、念のために承っておきたい。

先刻お話をございました、時間の切迫ということもございまして、最終的に調停案を作成をして、これを関係当局に示したということに相なつておるのあります。これらの合併の問題について、法律の精神と、いうものは、何といましても、やはり地元の住民の意向といふものを第一義的に考えていくということにあることは、これは申すまでもないと思ひます。ただし、地元の意向といいましても、そのことが客観的に見まして、市制、交通その他事情から見て、きわめて不合理であるというような場合は、その意図を達成せしめるということも、これは考えてみなければなりませんので、客観的、主観的な要件と、いうものが合致をいたします際には、全国的にこうして町村合併が行なわれておった段階でもございますので、その際に県境の問題についても、それらの住民の意向とあるものを入れて、その意図を実現する方途を講ずるべきではないかというものが法の精神であったように考えるのであります。ただ、県境の問題でございますから、何と申しましても、やはり県と県との立場なり、あるいは、そういうものは合理性がないといふ一般にはいわれるかもしれませんのが、やはり県民感情なり、そういったものもやはりこれはないがしろにするわけには参りません。そういう点で、調停委員も非常に腐心をせられたのでありますけれども、諸般の事情を考慮されました上で、一部の部落について、これはやはり結城市に編入することができたのではないかというふうに結論がございました。

○委員外議員(相馬助治君) 今の局長で、この間に、用水の問題に関連をいたしまして紛議が起きておりますことは私たちも承知をいたしております。調停委員自身も用水問題について、全く無関心であつたわけではないのであります。調停委員自身も用水問題について、ただ、その間の調査あるいは関係書類の提出等の経緯にかんがみまして、不備であつたような点も中には出てきておるようあります。そういうことを中心といたしまして、地元でもかなり紛争が激化いたしております。つまり、不備であつたような点も中には出てきておるようあります。それがやえにこそお尋ねしておるのであつて、何とかこれを円満におさめたいともお話しになりましたように、今、調停が出了段階で、一応不成立ということがござりますので、その際に県境の問題についても、それらの住民の意向と治省の責任において事態の收拾に当たらなければならぬというふうに考えておりました。今この際にわれわれといたしまして、これはかくあるべきだ、また、これはこうでなければならぬといふことを、こういう公の席上で申しますと、まとまるべきものもまとまらぬままです。今は、檀徒であることを全員脱退したところは、檀徒であることを前例も見ないような事態も一つ起きております。その問題はしばらくおくとして、今、局長の説明のように、水利問題が大きな問題なんですね。コンクリート打ちをして水をためた。それで、これは大へんに思つておることは事実でござりますし、原本は振興課にござります。

○委員外議員(相馬助治君) それは全くの協定書であるというので、北部住民が栃木県の警察本部にこれを告発し、県警察本部は事態を重視してこの告発を取り上げて、警察権がすでに動きつゝあることは、局長、御存じだと思います。そこで、この協定書のみによってこの調停案が生まれたとは私は極言いたしませんが、この協定書の出たことも、この調停案作成にかなり重大な影響を与えたものと思惟いたしますが、この辺、局長、いかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) お話のようないいことは、その通りだと私も理解をいたしております。ただ、この問題は当地域の紛争の解決の方向を示すという場合にあたりまして、きちんと重要な要素をなす問題であることは事実でございます。その協定書自体についても、われわれとしてもいたしましたが、そういう問題は十分に考え——ただ、ここで言うべきではないというよ

ります。そこで、このコンクリート打ちをされても、水が下に流されないというこの条件を見て、もうお気づきのように、水の問題は起きないであろうという協定書なるものが自治省に出されておると、その際、南部の方の者が自治省にその事情を訴えてきたところが、水は低きについて流れるものだから、ほうっておけば上方の方向を一つのねらいといたしまして、うちにおさめまして、両者の間に入って事態の円満な解決ということが唯一のねらいでござりますので、そういう方向を一つのねらいといたしまして、そこにはだんだん歩み寄っていくというところを、この調停案作成にかかれて、それでは鬼怒川に流れてしまふと思います。そこで、この協定書のみによってこの調停案が生まれたとは私は極言いたしませんが、この協定書の出たことも、この調停案作成にかなり重大な影響を与えたものと思惟いたしますが、この辺、局長、いかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) お話のようないいことは、その通りだと私も理解をいたしております。ただ、この問題は当地域の紛争の解決の方向を示すという場合にあたりまして、きちんと重要な要素をなす問題であることは事実でございます。その協定書自体についても、われわれとしてもいたしましたが、そういう問題は十分に考え——ただ、ここで言うべきではないというよ

て行なつてゐる状況でござります。

て、平静な状態に戻して話を進めるべきであるという局長の見解は同感です。そうしてそれに向かっての努力をしておるということですが、具体的にはそれはどんな努力をされておりますか。そうしてその見通しはどうですか。

○政府委員(藤井寅夫君) 今まで二回にわたりまして、用水関係者の参考集を求めていろいろわれわれも中に入りまして話し合いを進めさせておるのであります。きのうもやりまして、大体ま

なつてきておるのでござりまするが、
今明日中に、われわれといたしまして
も部内でも十分に相談をいたしまし
て、その結果、事柄一紛争の処理の

方向 자체は別問題として、やはり事態を平靜に戻す意味において、くい打ちということはやはりやめてもらう、そういう上において事柄を進めていくことが適當ではないかということを、県を通じて意思表示をいたしたい、かようになります。

○委員外議員(相馬助治君) 治省の努力は認めますが、水かけ論とはうまくいことを言つたものだと今さらながら痛感するよう、何か水利問題の話しあいは全然話が進まないで、むしろ逆に感情的になつておるということを聞いてゐるので、残念ながらこの水論争の起きた原因を除去し、訂正しない限りは、とてもそのくい打ちをどうこうということの解決は不可能だと私は思うのです。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、今はこの分村問題でなくして水問題

なのです。私は水問題であるがゆえに質問をしているのです。そうしますと、そういう調停案が出ても水問題だけ起きないであろう、その理由はかくかくだというので署名捺印をした協定書が出て、これがそのままの調停委員諸君のものと考え方を相当大きく動かしたことではない事実だと思うのです。で、こういうふうな前提に立った協定書、これに對して大臣は明確にどうする、こうすると言えないことは私もよくわかりますが、最高責任者としてのあなたが、この調停案について再考なさいしは調停委員諸君と話し合い、そういうふうな政治的解決というようなものも一部お考えでしょうか。すでにそういう段階ではないという御見解でしょうか。

決の方法をはかるということで努力をしておるわけで、まあ調停案そのものにそのままこだわっておるとハラカ

○委員外議員(相馬助治君) 大臣の非
常に広い見解に立った御発言に敬意を
表します。で、局長が先ほど、これが
調停不成立の場合には、自治省とし
て、法に示されたる具体的な方法をと
のものじやございません。

らなければならぬということをおつ
しゃつたが、これも局長として、事務
局を代表するあなたとしては当然そう
考えておいでになると思うのです。し
かし、問題はそういうふうな、これを
法的に云々というよくなことで、町村

合併促進法が失効するからその前に片づけるのだということでやられますと、とてもしない問題が起きる。血の雨が降るというような問題が起きると

いうことを私どもは憂慮しておりますが、まあ意地の悪い質問をすれば、そういうことをおやりになって血の雨が降ったときには、安井大臣は責任を持

つのですか、こう聞きたいところですが、そう申しても御無理ですから、ここではそういう発言をいたしませんが、しかし、十分そういうことが予想

されますが、この問題について
は、われわれは憂慮をしておるわけな
のです。それで、調停案そのものにそ
う深くこだわるものではない、現地の
状況その他のをも考えて、そうしてこれ

○國務大臣(安井謙君) 先ほど申し上
を解決したい、こういう大臣の趣旨と
承つたのであります、非常にくどい
ようございまするが、さように了解
をしてよろしいと思うのですが、再度
大臣の御見解をこの際承つておきたい。

行政局長が中心になって進めておるのでありまして、ただ何でもかんでも機械的な方法がよろしいのだというふうに事務当局といえども考えておるわけぢやないと存じます。これは、もし言葉が足りませんでしたら、その点は事務当局も十分にこの全般の事態を認識いたしまして、円満な解決のために努力をしておるものである、こういうふうに御了解を賜わってよかろうと思ひます。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、

ちょっとと速記とめて下さい。

○委員長(増原恵吉君) ちょっとと速記とめて。

[速記中止]

○委員長(増原恵吉君) 速記起として。

○委員長(増原恵吉君) それでは本件についてはこの程度といたし、再び三案の質疑を続行いたします。

○加瀬元君 先ほどの御説明で、大臣、交付税の自然増の分の一部でございましょうが、これは傾斜配分をしたのだ、こういう御説明があつた。公共事業を積極的に進めよう、これは話は逆じやないです。公共事業といふのは、課長の説明のように、大体国が計画をしてやる。地方で計画して持つておけば、それを引き当てる、直接に国が財政措置をもつと講ずるのが先決じやないです。交付税がふえかいうものを公共事業に引き当てる、

たというけれども、これは、あなたの方の単位費用の算定基礎でも明らかなようこそ、単位費用そのものをふやし

ていく、極端に言うならば、当然ふやさなければならぬ。単位費用を削らない限りは傾斜配分できないわけです。行政水準というのを一慮考えて、目途にして行政水準を引き上げようとするならば、行政水準に見合った単位

費用を引き上げなければならない。しかししながら、それはどこかでブレークをかけない限り、後進地域の傾斜配分というものはできないわけです。くどいようですがれども、交付税は交付税の本来の性格からそのまま全体の行政

水準が引き上がるよう位単位費用をふやしていく。公共事業が進まないといふのは、公共事業を進められるよう位特別財源措置を当然國の計画で行なう

ことなんですから、国に要求すればいい。それをやめて、ふえてくる分だからといって傾斜配分をすれば、傾斜配分は糸口が一つできた、これからいろいろ問題が起つてみんな傾斜配分に

なつてしまふ。これは大蔵省の主張の通り、そうなつて参りますと、交付税の一般財源としての基礎というのは非常に薄弱になつてくる意義がなく

なってくくる、こういう心配を私どもしているわけです。大臣もおりませんし、渡海さんもおりませんし、財政局長もおりませんから、そういう点もつと明確に答えられるようにして下さい

ませんか。この次にさらにもつと質問を続けますから。これは財政局長の担当なんでしょう。行政局長じゃないでしよう。

○占部秀男君 財政局長おられないから、この次に質問をしたいと思います。その点は明確に、それぞれの資料もございましたら、またいただいて質問をさせていただきますから。

○占部秀男君 あわせて僕も希望があるのですが、それは財政局長にお伝え願いたいのですが、あるいは今の加瀬さんの質問の中で、私が来ない前にあったかもしませんけれども、この法律を実施するに伴つて、いわゆる交付税問題を離れて、国から何か高率補助に要する特別財源というようなものを用意されておるならば、その金額を一つ明確にしてもらいたい、こういうふうに思ひます。それはあとで一緒に……。

○説明員(茨木広君) これは予算の方の問題は、直轄事業につきましては、今年度の予算に、従来の再建団体の補助率アップの分と合わせまして六十九億計上されておるわけでございます。ただ、若干事業の範囲なりが拡大されております関係上、当初予算を編成したころよりも、やはり数多主要財源が多く要るだろうというような推定になつております。その分については、補助事業の方の分につきましては、全部一年おくれの三十七年度予算に計上するということになつておりますので、その分と合わせまして三十七年度予算に計上される、こういうことになつております。現在の予想されております額では、補助事業と直轄事業と合計いたしまして、百七十億から百八十億前後の数字に相なるだろうと思ひます。これらはその関係団体の公共事業の全体配分がきまりましたあとで、確定的な数字がきまるわけですが、大

体そのような援助額が別途加算される、こういうことに相なつておるわけです」といいます。

本案施行に要する経費としては、約一億円の見込みである。

う、道路交通法第百三条の改正を図ら
れたいとの請願。

協会内 中野四郎太
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第一九八四号と同
じである。

○占部秀男君 あわせて僕も希望があるのですが、それは財政局長にお伝え願いたいのですが、あるいは今の加瀬さんの質問の中で、私が来ない前に

○委員長（増原恵吉君）残余の質疑は、次回に譲ることいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

一、道路交通事故法第百三十三条改正に関する請願(第一九八四号)(第一九八五号)(第一一〇〇四号)(第一一〇〇五号)(第一一〇一四号)(第一一〇一八号)(第一一〇三一号)託された。

道路交通法第百三十三条改正に關する請願者　福岡市大名町字柳原二
二三社団法人福岡県乗用自動車協会会长　藤野秀起

第二〇一四号 昭和三十六年四月
十八日受理
道路交通法第百三条改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市柳屋町一〇〇滋賀県旅客自動車協
紹介議員 村上 義一君
会内 後藤悌次
この請願の趣旨は、第一九八四号と同

のを用意されておるならば、その金額を「一つ明確にしてもらいたい、こういうふうに思います。それはあとで一緒に……。

離島振興法の一部を改正する法律案
離島振興法の一部を改正する法律案

一、非常勤消防団員に対する公務災害補償費引上げに関する請願（第一四〇五九号）

第一九四号 昭和三十六年四月
十五日受理
道路交通法第百三条改正に關する請願
請願者 福島市栄町二六福島県
乗用自動車協会内 山 口章

じである。
第二〇一八号 昭和三十六年四月
十八日受理
道路交通法第百三条改正に關する請願
請願者 富山市新富町八〇八
館金吾
紹介議員 櫻井 志郎君

○説明員(茨木広君) これは予算の方の問題は、直轄事業につきましては、今年度の予算に、従来の再建団体の補助率アップの分と合わせまして六十九億計上されておるわけでござります。ただ、若干事業の範囲なりが拡大されております関係上、当初予算を編成したころよりも、やはり数多主要財源が多

離島振興法の一部を改正する法律

第一九八四号 昭和三十六年四月
十四日受理 道路交通法第百三条改正に関する請願 請願者 岡山市東中山下九三岡 山ゴム会館三階岡山県 自動車交通協会内 石 津竜輔 紹介議員 近藤 鶴代君 自家用車によるヤミタクシーの違法性について、道路運送法に規定してあ

請願者 福島市栄町二六福島県
乗用自動車協会内 山
紹介議員 松平 勇雄君
口章
この請願の趣旨は、第一九八四号と同
じである。

第一〇〇四号 昭和三十六年四月
十七日受理

道路交通法第百三条改正に関する請願
請願者 福島市栄町二六福島県

道路交通法第百三條改正に関する請願
　請願者　富山市新富町八〇八
　紹介議員　櫻井　志郎君
　館吉吾
　この請願の趣旨は、第一九八四号と同
じである。

事業の方の分につきましては、全部一年おくれの三十七年度予算に計上するということになつておりますので、その分と合わせまして三十七年度予算に計上される、こうしたことになつてお

内」を「十分の四以内」に改める。
第十一條第一項中「委員三十人以内」を「委員三十人以内」に改め、同項中第三号を第四号とし、以一下二つ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

については、道路運送法に規定してあるが、この種の違法行為は最近増加する一方で、全国的にまん延し、かつ、各所で不祥事件すら発生している実情である。したるに、この不法行為に対する法的措置は、当該車両のナンバー領置等の処分がなされるだけで、不法行為者自身について、なんらの規制が

道路交通法第百三十二条改正に関する請願
請願者 福島市栄町二六福島県
乗用自動車協会内 野
崎理夫
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一九八四号と同
じである。

道路交通法第百三十三条改正に関する請願
請願者 佐賀市大財町一本松二
六三佐賀県バス・タクシーアー協会内 金子道雄
紹介議員 銚島直紹君
この請願の趣旨は、第一九八四号と同
じである。

の数字は相なるだらうと思います。これらはその関係団体の公共事業の全体配分がきまりましたあとで、確定的な数字がきまするわけでござりますが、大

附則
この法律は、公布の日から施行する。

復され、その跡を絶たない実情にあるから、このような行為者に対し、運転免許証の取消し又は停止処分を行なうなど、友本とく原内方法を講ずるよ

道路交通法第百三十三条改正に関する請願
　　請願者 新潟市一番堀通町二ノ
　　一新潟県バス・ハイヤ

十八日受理
連座制強化のための選挙法改正に関する請願(二通)

紹介議員 久保 桂子外一名
明るい政治実現のため、連座制を強化する選挙法の改正を行なわれたいとの請願。

第二〇五九号 昭和三十六年四月
十九日受理

非常勤消防団員に対する公務災害補償費引上げに関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町上益城郡町村議會議長

会内 吉本千尋

紹介議員 田畠 金光君

(二十通) 道路交通法第百三条改正に関する請願
請願者 福島県磐城市隼人七四
有限会社小名浜タクシーレンタ
シ代表取締役 藤田 喜次男外十九名

紹介議員 森中 守義君
非常勤消防団員は、全国で二百万に近い数に達しているが、これは団員の公務上の死亡、負傷、疾病等不幸な事故は年々増加しており、昭和三十四年度には全国で百三十六名の死者、一万名のばる負傷者、また六十八名の者が事故のため不具者となり、熊本県では二百四名の被災者を出している有様である。職業としての消防吏員と異なり、自己の職業も省みず消防活動に身命をかけて奉仕する非常勤消防団員に報いるためには、現在あまりにも低い公務災害補償基準を大幅に引き上げ、万一公務上の災害により死亡した団員の遺族並びに不具者になつた団員に対して年金を増額支給するよう善処せられたいとの請願。

自家用車によるヤミタクシーの違法性については、道路運送法に規定しているが、この種の違法行為は最近増加する一方で、全國的にまん延し、かつ、各所で不祥事事件すら発生している実情である。しかるに、この不法行為に対する法的措置は、該車両のナンバー領置等の処分がなされるだけで、不法行為自身について、なんらの規制がないため、この種の行為が常習的に反復され、その跡を絶たない実情にあるから、このような行為者に対し、運転免許証の取消し又は停止処分を行なうなど、抜本そく源的方法を講ずるよう、道路交通法第百三条の改正を図られたいとの請願。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、道路交通法第百三条改正に関する請願(第二一六九号)

第二一六九号 昭和三十六年四月
二十五日受理